



茨木市の就学相談

～お子様のより良い就学に向けて～

基本的な考え方

- 障害のある子どもの就学については、障害の程度に関わらず、地域の小学校から就学相談をスタートし、本人・保護者の意見を最大限に尊重した上で、就学先（地域の学校又は支援学校）を決定します。
 - 茨木市では、すべての子どもたちが、生活を通して仲間とつながり、支え合い、高め合うことをめざす「ともに学び、ともに育つ」教育を基本とし、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を行っています。
 - 自立活動や教育課程等について本人・保護者のご意見を聞き、総合的にお子様の学びの場について考えます。
- ※早い時期から相談していただくことが、より良い就学につながります。まずは、通われている学校にご相談ください。

さまざまな学びの場

中学校

通常の学級

- ◎子どもたちがお互いを理解し、学び合い、育ち合う教育に取り組んでいます。
- ◎支援の必要な子どもについては、保護者と連携しながら「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、一人ひとりの実態に応じて指導内容・方法の工夫や必要な支援を行います。

通級指導教室

- ◎市立の中学校 4 校（養精・西・東・平田）に設置しています（令和4年度）。
他校の生徒も通うことができます。
- ◎子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を行います（週1回～月1回程度）。
（対象）発達障害、言語障害、障害に応じた特別の教育課程の編成を行う必要がある生徒

支援学級（必要に応じて各小・中学校に設置しています。）

- ◎障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別の教育課程を編成し、少人数による指導を行います。また、教科学習の他に障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための自立活動を必ず行います。
（種別）知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害

支援学校

- ◎障害のある子どもの自立を図るために必要な知識・技能を身につけることを目的とし、一人ひとりの障害特性、健康状態や経験等に応じた特別の教育課程を編成し、自立活動を中心とした指導が行われます。
（種別）視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱

就学相談の流れ（現小学校6年生の場合）

前年度～ 学校への相談

- まずは現在お子様が通われている学校へご相談ください。
- 支援に関わる機関の意見を聞きたいときには「茨木市相談機関への道しるべ」（茨木市子ども・若者支援地域協議会）を参考に各相談機関にご連絡ください。

5月～7月上旬 就学相談の申し込み・見学・相談①

- 現在通われている学校にあります「就学相談申込書」に必要事項を記入し提出してください。
（空欄がある場合は受け付けられないことがあります。）
- 相談機関・医療機関で検査等を受けている方は、検査結果等を学校へご提出ください。
- 市外へ転出予定の方も、まずは就学相談をお申し込みください。
- ※できるだけこの期間に地域の中学校及び支援学校の教育方針を聞くとともに、教育環境、学習の様子や学校行事等を見学してください。
- 初回の見学は、通われている学校を通じてお申し込みください。
その後保護者から見学先の学校へ連絡いただき、日程調整を行ってください。

7月～10月 見学・体験・相談②

- 2回目以降は、各見学先の学校に直接連絡してください。
- ※できるだけ複数回見学・体験をし、具体的な支援内容や方法等についてご相談ください。

11月～12月上旬 就学面談

- 中学校または教育委員会が保護者と面談をします。
- 自立活動や支援内容等について本人・保護者のご意見を聞き、総合的にお子様の学びの場について考えます。

12月中旬 就学先決定

1月 就学通知書の受取り

- 就学通知書が、ご自宅に届きます。
- 就学後の具体的な支援については、就学先へご相談ください。

<問い合わせ先>

茨木市教育委員会 学校教育推進課

TEL：072-620-1683